

## 第37号議案

### 島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第14号までを2号ずつ繰り上げる。

第4条中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号から第17号までを2号ずつ繰り上げる。

別表23の項中第8号及び第9号を削る。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。